

別紙

諮問第1739号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和4年11月27日に実施されたESAT-Jの全受験生の音声データ」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年8月31日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関によると、請求対象である音声データ（以下「本件対象公文書」という。）には全受験生の音声等が含まれており、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとのことである（条例7条2号）。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年11月21日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年1月5日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月24日（第249回第一部会）から同年10月29日（第251回第一部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書、審査請求人の審査請求書における主張並

びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 中学校英語スピーキングテストについて

(ア) 令和4年度実施状況について

実施機関では、都内公立中学校等に在籍する第3学年全生徒を対象として、中学校英語スピーキングテスト (English Speaking Achievement Test for Junior High School Students) (以下「ESAT-J」という。)を実施している。ESAT-Jの実施に当たっては、民間の資格・検定団体等と共同で実施することとしており、実施機関は令和元年8月21日から令和6年3月31日まで株式会社〇〇と協定を締結していた。

令和4年度のESAT-Jは、令和4年11月27日を本試日、同年12月18日を予備日として実施された。理由説明書によれば、受験生は問題に対してタブレット端末とイヤホンマイクを使用して音声で解答し、採点にはイヤホンマイクを通して録音された音声データを使用する。また、同じ教室にいる受験生が一斉に解答するため、採点対象の音声データには解答者以外の音声が含まれる場合があるとのことである。

ESAT-Jで出題される問題は、全4Partから構成されている。各出題のねらいに応じて、英文を読み上げる形式の問題で英語音声の特徴を踏まえ音読ができる力をみるPart Aから2問、図示された情報を読み取り、それに関する質問を聞き取った上で、適切に応答する力や、図示された情報をもとに「質問する」、「考えや意図を伝える」、「相手の行動を促す」など、やり取りする力をみるPart Bから4問、日常的な出来事について、話の流れを踏まえて相手に伝わるように状況を説明する力をみるPart Cから1問、身近なテーマに関して聞いたことについて、自分の意見とその意見を支える理由を伝える力をみるPart Dから1問が出題され、コミュニケーションの達成度 (コミュニケーションの目的の成立) や言語使用 (語彙、文構造、文法の適切さ及び正しさ、内容の適切さ (一貫性・論理構成))、音声 (発音、強勢、イントネーション、区切り) の観点から評価、採点される。

(イ) ESAT-Jにおける音声データの提供について

実施機関では、受験生本人が、話した内容と解答例とを照らし合わせて、よりよく相手に伝えるために気を付けることや使うとよい表現を考えるなど、今後の英語

スピーキング（話すこと）の力の向上に活用することを目的として、令和4年度から受験生が解答した音声データを希望者に対して提供している。

ただし、提供する音声データは、受験生本人以外の者に係る個人情報保護の観点から、解答音声から受験生本人の音声を抽出処理したものである。

このため、一部聞き取りにくかったり、周囲の音が入っていたりする場合がある（受験生本人が発話・解答していない場合は、本人の音声が含まれていない無音状態に近いデータとなる。）。

イ 本件不開示決定の妥当性について

本件対象公文書は、令和4年度のESAT-J本試日である令和4年11月27日に受験した全受験生が、自身の音声を録音する方法により解答した全音声データである。このため、当該音声データは、個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があると認められる。

また、上記ア（ア）のとおり、ESAT-Jで出題される問題には、受験生個人の英語の発音、強勢、イントネーション、語彙、文法などに関する特徴や能力を判定する内容が含まれているほか、英語で受験生個人の考えを述べさせる設問もある。このことについて実施機関に確認したところ、各解答内容は、受験生個人の人格と密接に関連するものが含まれ得るものであり、また、受験生は採点者等（自身が在籍する学校を含む。）以外の第三者に自己の解答が知らされることは想定していないことから、予期せぬ形で開示されることとなれば、特定の個人を識別できるか否かにかかわらず、個人の権利利益を害するおそれがあるとのことであった。

「東京都情報公開条例の施行について」（平成11年12月20日11政都情第366号）第7条第2号関係、第1、8は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の具体例として、「カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を挙げている。

審査会が改めて令和4年度のESAT-Jで出題された個別の設問を見分したところ、当該設問は、受験生個人の人格と密接に関連する事項を積極的に聞き出すような設問ではないものの、受験生個人の考えを述べさせる設問は存在していた。また、上記ア（イ）

にあるように、受験生本人が自身の解答内容を確認するに当たっては、他の受験生の個人情報保護を保護する観点から、自身の音声データが抽出処理された音声データがその受験生本人に限り提供される仕組みを別途実施機関が整備していることも併せて考えると、第三者に対する自身の解答の開示を受験生は想定していないとする実施機関の主張内容は首肯されるものであると解される。

以上より、本件対象公文書は条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、本件不開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環